税・経営・生活・関連情報誌

甲府法人会たより

（写真提供　広報委員）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

令和５年１月

第157号

題字　髙野会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

令和4年分の所得税等の確定申告書の提出は、
令和5年3月15日（水）までです。

主な内容

新年のご挨拶
2023年の県内経済の展望
納税表彰
全国青年の集い
租税教育活動
税制改正要望活動
税に関する絵はがきコンクール
小学生の税に関する習字展
法律相談
税務相談

URL.https://www.kofu-hojinkai./jp　E-mail.info@kofu-hojinkai.jp

公益社団法人甲府法人会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

髙野　孫左ヱ門

あけましておめでとうございます。皆様方には、新年を健やかにお迎えなられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、コロナ禍も3年目となり、これまでの知見を踏まえた感染対策を行いながら経済活動を進めてきた一方、ロシアのウクライナ侵攻や資源・原材料価格の高騰、為替の大きな変動により、多くの企業では厳しい経営環境に置かれた1年でした。

法人会活動におきましても、本年10月から始まる「インボイス（適格請求書）制度」や「電子帳簿保存法」や「キャッシュレス決済」への対応準備など、デジタル化推進に向けての対応が急速に求められ、「X」で象徴される、多くの分野の「トランスフォーメーション」に対応した1年だったと感じています。

「租税の役割や国民の納税の義務についての正しい知識の普及」に繋がる法人会活動の核となる事業「租税教育活動」におきましては、青年部会・女性部会の部会員の皆様が小学校を訪問しての「税金教室」開催、また、「全国青年の集い沖縄大会」では、コロナ禍のためオンラインで対応した「親子で学ぶ税金教室」を全国発表するなど積極的に取り組んできました。

さらに、青年部会では、全法連青年部会連絡協議会が推進する「財政健全化のための健康経営プロジェクト（社員の健康管理の実践による社会保障費の軽減、結果として獲得する業績向上による法人税等増加による歳入改善を実現する取組み）」の強化確認を目的に、神奈川・千葉・山梨3県の各単位会部会長等に呼びかけ、「部会長サミット」を甲府市で開催しました。

令和5年も「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、①税知識の普及・啓発活動、②税制改正に関する提言活動、③地域社会貢献活動を大きな3つの柱として活動してまいります。

公益法人という社会の仕組みを支える団体として、「法人会が社会や会員に提供できる価値は何なのか」を再度整理し、「不易流行」の精神を持って考え、法人会活動をすすめてまいりたいと思います。

皆様方の絶大なるご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

（株式会社吉字屋本店　代表取締役社長）

甲府税務署長　福井　秀二

あけましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法人会の会員の皆様におかれましては、令和五年の新春をお健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、高野会長をはじめ公益社団法人甲府法人会の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」の理念の下、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための多様な啓発活動に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されています。昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに続く状況においても、小学生の親子を対象とした税金教室、消費税インボイス制度・電子帳簿保存法の研修会、年末調整説明会などの各種研修をオンライン等で開催するといった税に関する啓発活動を展開され、また、新たな取り組みとして、貴会主催の「税に関する絵はがきコンクール」、「小学生の税に関する習字展」及び甲府間税会主催の「税の標語」の表彰式を甲府間税会との合同で実施されました。

さらに、会員の皆様から寄せられたタオル、石けん、ティッシュ等を山梨県及び山梨県社会福祉協議会に寄贈されるなど、社会貢献活動も展開しておられます。

変化する社会の状況にも柔軟に対応され、貴会の理念に則った活動をしなやかに展開されるとともに新たな取り組みにも挑戦される熱意に、心から敬意を表しますとともに、心強く感じております。

まもなく令和四年分の確定申告の時期を迎えますが、昨年に引き続き「コロナ禍」の状況における確定申告事務を行うこととなります。確定申告会場の設営に当たりましては、混雑緩和のため、昨年同様、ＬＩＮＥによる入場整理券事前発行及び当日分の入場整理券配付により、会場内の人数をコントロールするなど、新型コロナウイルス感染症対策に十分配意いたしますが、会場を訪れることなく自宅からの手続きが可能なｅ-Ｔａｘの利用を促進することが重要であると考えております。特に、スマートフォンによるｅ-Ｔａｘについてはマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでも申告ができますので、時間の節約や感染リスクの軽減にもつながります。是非、従業員の皆様にもスマホによる申告を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が貴会にとりまして益々の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

東京地方税理士会　甲府支部長　中込　正純

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法人会の皆様には、令和5年の新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、高野会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士会甲府支部では、令和4年は、新型コロナウイルスの影響を受けながらもウイズコロナとしてできるだけ通常の活動に近い会務を行ってまいりました。コロナがもたらした新たな活動様式はコロナが払拭されても続いていくものと考えております。法人会様に置かれましても同様なことご推察いたします。特に研修事業につきましては、完全にオンデマンド方式が定着し、少人数での対面研修と同時配信によるハイブリッド形式による研修なども実施しました。しかしハイブリッド研修に関しても資料の共有や、質疑応答など、まだまだ改善の余地はあります。現在のオンデマンド研修では質疑応答ができないという点もありますが、時間を選ばず、また、内容を細分化することによりちょっとした時間の隙間で研修を受けることが可能となりました。この方式が今後も続いていくことは間違いありません。また租税教室に関しても現場に赴くことなく、リモートによる授業を開催することもできました。これからは、リモート用のシナリオ作成や授業の進め方の再構築が必要となってきます。法人会様も同様にご苦労されていることと思います。

また今年の10月より導入される消費税のインボイス方式があります。適格請求書発行事業者の申請は、この3月までと言われておりますが、新聞報道でもありましたように、免税事業者に対して本年10月より3年間は、売上で受け取った消費税の2割の消費税の納税で済む軽減措置や、1億円以下の事業者に対して6年間は1万円未満の仕入れに関しては、インボイスが保存してなくても帳簿が保存してあれば仕入税額控除が受けられるなどの事務負担の緩和措置の情報もございます。まだ法制化はされておりませんが3月までには決まりそうです。そうすると適格請求書発行事業者の申請が一気に集中すると思われますので早めに申請することをおすすめいたします。

いろいろ大変なことが待ち受けている年となりそうですが、卯年、辰年、巳年とこれからの3年間は、企画し、実践し、成果がでる3年間と言われておりますので、今年の努力が翌年に、更にその翌年に繋がる大事な年となりますので法人会の会員の皆様の事業もこの様に順調にご発展することを祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年も税理士会甲府支部をよろしくお願いいたします。

賀正

顧問

櫻井 洋
芦澤 敏久 ㈱山梨中央銀行
中込 正純 東京地方税理士会甲府支部

会長

髙野孫左ヱ門 ㈱吉字屋本店

副会長

佐々木宏明 山梨トヨタ自動車㈱

岸本 良三 敷島金属工業㈱

上原 勇七 ㈱印傳屋上原勇七

関 光良 ㈱山梨中央銀行

小林 成光 ㈱小林製作所

常任理事

西川 一也 穴水㈱
輿水 順彦 ㈱清里給油所
内田 博 ㈱内田印刷所
小林 幸夫 小林ニットウエア㈱
篠原 義明 篠原貿易㈱
望月 英雄 ㈱サンキョー
坂本 政彦 ㈱坂本建運
井上 善展 ㈱イノウエ
齊藤 基樹 浅川熱処理㈱
奈良田伸司 ㈱山梨文化会館
鈴木 淳郎 ㈱テレビ山梨

理事

荻野 寛二 ㈱オギノ
小野 光一 金精軒製菓㈱
太田 丈三 太田工業㈱
中澤 厚男 ㈱談露館
小林 重夫 ㈱小林商会
山寺英一郎 井筒屋醤油㈱
飯島 忠 ㈱湊與
秋山 勉 ㈱ホテル舟山
河西 秀吏 ㈱河西金属商事
依田 訓彦 ㈱少國民社
清水 修一 協和産業㈱
笠井 健夫 ㈱峡南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業㈱
井上 重良 ㈿国母工業団地工業会
長谷川正一郎 長谷川醸造㈱
小澤 博音 ㈲川音運輸
宮川 武 ㈱甲斐延
岩下 達也 北杜タクシー㈱
小澤 一正 アジア燃料㈱
清水 新司 清水工業㈱
小松 茂仁 ㈱小笠園
早野 正泰 ㈱早野組
寺井 英仁 寺井木材㈱
岩下 和彦 昭和産業㈱
相原 紀幸 ㈲相原商事
深澤由美子 熊野屋物産㈱
井口 和則 井口工業㈱
笹本 健次 ㈱常磐ホテル
近藤 誠 ㈱近藤宝飾
依田 道徳 ㈱依田商店
石井 猛雄 疾測量㈱
相川 幹夫 龍王産業㈱
阿部 格治 ㈲さのやタクシー
矢部 兵衛 ㈱シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓㈱
中村 国男 ㈱中村建設
丸茂 正樹 ㈱マルモ
鶴田哲嗣郎 鶴田電気㈱
秋山 稔 秋山紙販売㈱
望月愼太郎 大栄設備㈱
山村 一 ㈱バロン宝飾
笹本 清美 白根運送㈱
浅川 重直 ㈲浅川建工
栗山 直樹 ㈱栗山商店
髙村 隆義 ㈱ユニオックス
雨宮 俊彦 ㈱マンゲン
金井 一憲 宏和建設㈱
荻原 眞次 ㈲荻原組
浅川 俊之 ㈲浅川興業
望月 英昭 山梨県機械金属工業団地㈿
原田 邦夫 山梨交通㈱
宿沢 一六 ㈱ネオシステム
加藤 吉一 ㈱コンピュータマインド
岩下 浩 甲府信用金庫

監事

梅本 実 丸十山梨製パン㈱
丸山 正和 ㈱コーシン
丹沢 始 ㈱丹沢電機

相談役

渡邉 富平 琢美繊維㈱
竹井 清八 山梨北開発興業㈱
望月健二郎 大栄設備㈱
飯島 覚 ㈱イイジマガラスサッシセンター
伊藤 重忠 ㈱伊藤物産
水上源太郎 ㈱大統
石原 行彦 ㈱甲斐興運
金丸 康信 ㈱テレビ山梨
丸茂 紀彦 ㈱マルモ
中村己喜雄 ㈱中村建設
田中 雅承 ㈱カルク
三枝 正彦 ㈱ダイアート三枝
飯田 八朗 ㈲飯田建材
中込 功 ナカゴミ㈱
大木 勝志 ㈱オオキ
氏原 勲 ㈱八光
古守 康直
櫻本 進 ㈱櫻本鉄工
髙野 三雄
窪田 広宣 ㈱窪田商会
新津 正彦 新津建設㈱
長坂 茂 ㈲長坂百貨店
赤野 玉明 ㈱アズマ工機
東原 記守 ㈲菱和産商
久保寺孝男 ㈱甲府ワインポート

専務理事

酒井 信 公益社団法人甲府法人会

事務局職員一同

2023年の 県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部 部長　小柳 哲史

　昨年2022年は、陰陽五行において「新たな局面に向け、一致団結する」という意味のある「壬寅（みずのえ・とら）」にあたる年でした。実際、3年半振りとなる信玄公祭りの開催、県内初の「東京ガールズコレクション（TGC FES YAMANASHI2022）」開催など、ウィズコロナのもと地域活性化への可能性が感じられました。また、ヴァンフォーレ甲府の天皇杯優勝は県民に勇気と希望を与えてくれました。県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業が総じて堅調に推移したほか、企業業績の好調さから設備投資も底堅く推移しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなか、個人消費も対面型サービス消費を中心に改善の動きが強まるなど、回復基調をたどりました。一方、山梨中央銀行が昨年秋に実施した「県内勤労者の消費・貯蓄動向調査」によると、1年前と比べた暮らし向きが「悪くなった」とする回答割合が上昇しました。家計上の悩みでは「物価上昇」が春の調査に続いて1位となりましたが、収入が伸び悩むなかで物価の上昇が家計に与えるインパクトは大きく、生活実感の悪化が続く1年となりました。

　今年の県内景気を展望しますと、機械工業を中心に生産が堅調さを維持するなかで、企業収益や雇用・所得環境の改善を通して設備投資や個人消費も持ち直していくことから、緩やかに回復していくとみられます。ただし、感染症の拡大や供給制約、資源価格の高騰、海外経済の減速などの下振れリスクもあり、先行きに対しては不透明感の強い状況が続くと考えられます。

　需要面をみますと、個人消費は、経済の正常化が進むなか、政府や県・自治体の需要喚起策が消費マインドの引き上げに資することから、持ち直しの動きが強まるとみられます。

　設備投資も、回復基調で推移すると考えられます。機械工業で生産能力増強投資が増加していくことに加え、合理化・省力化や脱炭素に向けた投資も高まっていくことが予想されます。また、非製造業においても、人流の増加に伴い店舗や宿泊施設の新設、改装など投資意欲が強まっていくと考えられます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）の2022年度下期（22年10月～23年3月）の設備投資計画においても、実施予定率、投資額ともに前向きな姿勢が窺われます。

　生産面をみますと、機械工業は、半導体関連で在庫調整の動きが強まるなか、年前半はやや減速すると考えられますが、年後半には海外経済の回復や在庫調整の終了等に伴い、再び増勢に向かうと期待されます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、人口減少などにより国内市場が縮小するなか、機械工業と比べると厳しい状況が続くとみられます。ただし、ECサイトの活用強化など販売チャネルを拡充することで、需要を取り込むチャンスは広がっていくものと考えられます。

　なお、観光関連をみますと、政府の水際対策の緩和が進むなか、インバウンド需要の回復が見込まれ、コロナ禍前の賑わいを取り戻すことが期待されます。

　さて、陰陽五行によると、2023年は「癸卯（みずのと・う）」にあたります。「癸」には、武器を交差させて立てかけたさまから戦闘をいったん中止する、原理原則に沿って一致協力して進めていく、という意味があります。また、「卯」は、万物が茂ること、という意味があります。このため、「癸卯」は、「諸問題が一区切りとなり、新たな時代がはじまる」、「基本に立ち返り、改めて一歩を踏み出す」ということになりましょうか。

　2022年は、3年目となった新型コロナウイルスとの戦いに加え、ロシアによるウクライナ侵攻などの世界の安全を脅かす事態が発生しました。癸卯の2023年は「兎を見て犬を放つ」ように、こういった問題に適切な対策を講じ、「兎の登り坂」の如く、新しい時代をまい進する年としていきたいものです。

※兎を見て犬を放つ…手遅れに見えても、対策を講じれば間に合うこと
※兎の登り坂…物事が早く進むたとえ

令和四年度 納税表彰

税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方々を表彰する「納税表彰式」が行われ、当会の関係者からも多くの方々が受彰されました。誠におめでとうございます。

●東京国税局長表彰

長谷川 正一郎 氏（理事）
長谷川醸造株式会社

●甲府税務署長表彰

飯島 明美 氏（女性部会長）
株式会社入兆

阿部 誠 氏（青年部会監事）
有限会社アベエージェンシー

入倉 要 氏
株式会社イリックス

依田 光人 氏
株式会社少國民社

●甲府税務署長感謝状

依田 道徳 氏（理事）
株式会社依田商店

飯島 禎典 氏（青年部会副部会長）
株式会社湊與

鮫田 光一 氏（青年部会副部会長）
国際勧業株式会社

（11月11日に開催された「甲府税務署令和4年度 納税表彰式」での記念写真）

法人会全国青年の集い（沖縄大会）で租税教育活動を発表

11月24日・25日、「法人会全国青年の集い」が沖縄県において開催され、甲府法人会青年部会から10名が参加しました。

1日目は、租税教育活動プレゼンテーションが行われました。全国の青年部会から11会がエントリーし、東京局連の代表として甲府法人会青年部会の活動も発表しました。

当青年部会は髙村青年部会長と大木幹事が発表者として登壇し、前年度に実施した「親子で学ぶ税金教室」の活動実績を全国から集まった参加者の皆様に発表しました。

「親子で学ぶ税金教室」は、新型コロナの影響により、参加希望者を一堂に集めることができず、オンラインによる開催で行ったことや、「税の使いみちに関する児童の意見発表」を山梨県議会議事堂において開催した内容です。

2日目は、大会式典において、前日の租税教育活動プレゼンテーションの結果が発表され、当会青年部会は「奨励賞」を受賞しました。

来年度の「全国青年の集い」は山形県で開催される予定です。

大会会場

大会式典でステージに並ぶ髙村部会長（中央）

税金教室

「親子で学ぶ税金教室（児童の意見発表）」を開催

12月27日、青年部会主催「親子で学ぶ税金教室（児童の意見発表）」を実施しました。

発表者は8月に実施した、オンラインによる「親子で学ぶ税金教室」の参加児童から、税の使いみちに関する意見をいただき、その意見の中から5名の児童を招待しました。

児童の意見発表

場所は山梨県議会議事堂の議場において開催する予定でしたが、臨時議会が招集されたため、甲府法人会館において開催しました。

5名の児童は、緊張した面持ちでしたが、子育てや教育、人々の生活に関する様々なことに「税」を役立ててほしいと意見発表しました。さらに山梨県総務部の関理事と髙野会長からの質問にも、5名の児童は立派に答えていました。

今回の税に関する意見発表を機会に将来を担う児童が、「税とその使いみち」に対して、より深い関心を持つことを期待したいと思います。

甲府市立千塚小学校５年
猪股　湊祐さん

甲斐市立双葉東小学校５年
田中　麗那さん

甲府市立大里小学校５年
八巻　斗誠さん

ご家族も含め参加者全員で集合写真

甲府市立国母小学校６年
西海　太央さん

韮崎市立韮崎北東小学校５年
金丸　悦士さん

税制改正要望活動

山梨県選出国会議員、山梨県及び管内自治体に税制改正提言書を提出

公益財団法人全国法人会総連合の理事会において決議された「令和５年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、11月に山梨県法人会連合会の小林税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、税制改正に関する提言を行いました。

また、小林税制委員長と丸山税制副委員長が、山梨県、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の各首長及び議長に対して提言を行いました。

衆議院議員　堀内 詔子　事務所

和田 正行　秘書（中央）

衆議院議員　中谷 真一　事務所

中谷 真一　衆議院議員（左から3人目）

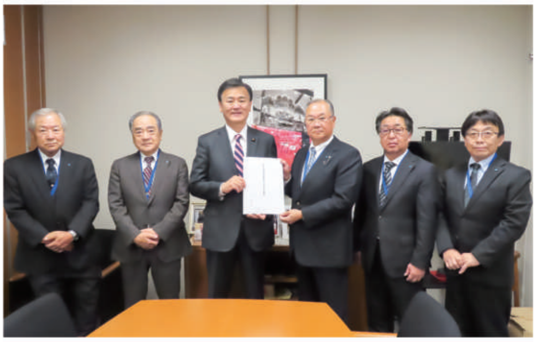

参議院議員　森屋　宏　事務所

森屋　宏　参議院議員（左から3人目）

衆議院議員　中島 克仁　事務所

中島 克仁　衆議院議員（左から3人目）

参議院議員　永井　学　事務所

永井　学　参議院議員（左から3人目）

山梨県と管内自治体への要望活動

甲　府　市

樋口 雄一　市長（中央）

山　梨　県

市川 康雄　総務部長（右から3人目）

南アルプス市

花輪 俊明　総務部長（中央）

韮　崎　市

内藤 久夫　市長（中央）

北　杜　市

上村 英司　市長（中央）

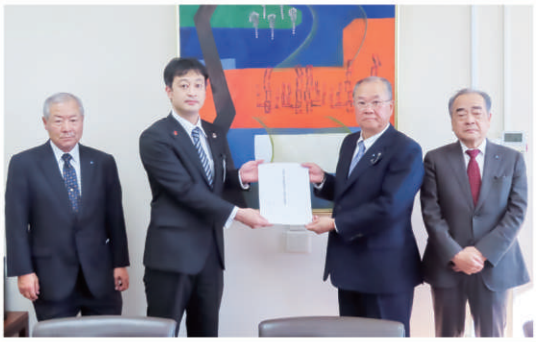

甲　斐　市

瀬戸 隆之　副市長（左から2人目）

昭　和　町

塩澤　浩　町長（右）

中　央　市

望月　智　市長（右から2人目）

小学生の税に関する習字展 税に関する絵はがきコンクール 表彰式

11月12日、イモンモール甲府昭和において、「小学生の税に関する習字展」と「税に関する絵はがきコンクール」の優秀賞を受賞した児童を招いての表彰式を行いました。

前年度までは、学校を訪問して賞状等を届けていましたが、今回は一堂に会して、ご家族や大勢の一般の来場者が見守る中、甲府市長 樋口雄一様、韮崎市長 内藤久夫様をはじめとする多くのご来賓の方々からも賞状を贈呈していただきました。受賞した児童の皆様、誠におめでとうございます。

（※作品は10～12ページに掲載）

習字展・甲府市教育長賞

習字展・韮崎市長賞

習字展・甲府市長賞

絵はがきコンクール

習字展・東京地方税理士会甲府支部長賞

習字展・甲府税務署長賞

習字展・甲府法人会長賞

習字展・韮崎市教育長賞

習字展・テレビ山梨賞

習字展・山梨放送賞

習字展・山梨日日新聞社賞

習字展・甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞

第12回 税に関する絵(え)はがきコンクール

主催：公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人山梨県法人会連合会・公益社団法人甲府法人会
後援：国税庁・山梨県租税教育推進協議会

租税教育活動の一環として、児童に税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的に実施しました。甲府税務署管内からは小学校23校から309点の応募がありました。上位作品をご紹介いたします。（学校・学年・氏名50音順、敬称略）

山梨県法人会連合会長賞
甲府法人会長賞
山梨学院小学校　6年　大村　歩生

甲府税務署長賞
山梨学院小学校　5年　志村　隼麻

甲府法人会女性部会長賞
山梨学院小学校　5年　志村　莉奈

優秀賞
山梨学院小学校
6年　矢ヶ崎　碧音

優秀賞
山梨学院小学校
6年　大代　花凛

優秀賞
駿台甲府小学校
5年　鈴木　愛菜

優秀賞
駿台甲府小学校
5年　小澤　理彩

優秀賞
韮崎市立韮崎小学校
5年　小田切　姫悠

令和4年度

小学生の税に関する習字展

主催
甲府市租税教育推進協議会・韮崎市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市及び韮崎市内の小学校29校から合計1,498点の作品応募がありました。
選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介いたします。

（敬称略）

優秀賞 甲府市長賞

●小学1・2年生の部
甲府市立中道北小2年 望月 ひいろ

●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小4年 小林 沙友見

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年 渡辺 万菜

優秀賞 韮崎市長賞

●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎小1年 丸山 凜夏

●小学3・4年生の部
韮崎市立韮崎北東小3年 穐原 太一

●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎北東小6年 坂本 陽香

優秀賞 甲府市教育長賞

●小学1・2年生の部
甲府市立玉諸小1年 山形 心美

●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小3年 望月 花夏

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年 羽田 百佳

優秀賞 韮崎市教育長賞

●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎小2年 倉谷 凜子

●小学3・4年生の部
韮崎市立韮崎小4年 向山 琴子

●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎北東小5年 西澤 綾人

優秀賞 甲府法人会長賞

●小学1・2年生の部
駿台甲府小2年 古屋 蓮聖

●小学3・4年生の部
甲府市立東小4年 中田 くるみ

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年 佐藤 希胡

優秀賞

甲府税務署長賞

●小学1・2年生の部
甲府市立玉諸小2年
秋山　心柚

●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小4年
新藤　友里菜

●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎北東小6年
伊藤　いつき

優秀賞

東京地方税理士会
甲府支部長賞

●小学1・2年生の部
甲府市立山城小2年
大森　暖

●小学3・4年生の部
駿台甲府小4年
雨宮　一輝

●小学5・6年生の部
甲府市立里垣小6年
宮西　佑奈

優秀賞

甲府税務署
管内納税貯蓄組合
連合会長賞

●小学1・2年生の部
山梨大学教育学部附属小2年
原　理央

●小学3・4年生の部
韮崎市立韮崎北東小4年
細田　煌雅

●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎小5年
上村　楽羽

優秀賞

山梨日日新聞社賞

●小学1・2年生の部
駿台甲府小2年
女部田　至恩

●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小4年
安達　胡亜

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
小林　沙也花

優秀賞

山梨放送賞

●小学1・2年生の部
甲府市立国母小2年
髙石　果夢

●小学3・4年生の部
甲府市立伊勢小4年
奈良　朔来

●小学5・6年生の部
甲府市立相川小6年
渡辺　暖乃

優秀賞

テレビ山梨賞

●小学1・2年生の部
韮崎市立甘利小2年
長瀬　絢美

●小学3・4年生の部
甲府市立相川小4年
三嶋　小琴

●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
樋泉　實太

法律相談

生命保険金と相続

古屋法律会計事務所
弁護士 古屋 俊仁

Q

「先日父が亡くなりましたが、父には多額の債務があり、相続放棄をしようと考えています。父は契約者兼被保険者を父とする多額の生命保険に加入していました。ところがその保険契約において保険金受取人と指定されていた兄（父の長男）は父より先に死亡し、保険金受取人が変更されないままとなっていました。相続放棄をした場合の生命保険金の帰属はどうなりますか。」

A

生命保険金の法的な性格について、ここで順を追って検討してみます。

1. 生命保険金と遺産分割

民法537条は「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付を約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。」と規定していますが、これを「第三者のためにする契約」といいます。

父が生命保険の契約者でかつ被保険者である保険契約において父（被保険者）の死亡により相続人が生命保険金を受け取ったときは、あたかも相続によって取得したようにみえますが、そうではありません。この生命保険金は、父と保険会社との契約（「第三者のためにする契約」）に基づいて相続人が取得したもので、上記保険契約はまさにこれに該当するとされています。したがって、この事例で相続人が取得した生命保険金は相続によって取得したものではなく、この「第三者のためにする契約」に基づき相続人が固有財産として取得したものであるとされています。生命保険金はその受取人が契約に基づいて固有財産として取得するものでありますから、遺産分割の対象にはなりません。保険金受取人以外の者がこれを取得すると、それは保険金受取人として指定された者から贈与により取得したものとされます。

2. 相続放棄と生命保険金の帰趨

相続人の1人が保険金受取人と指定されている場合、相続放棄をしても保険金は受け取れますか。

父（被相続人）には多額の債務がありますので相続放棄をしようと考えています。しかし一方、多額の生命保険金が相続人に支払われることが分かりました。相続放棄をしてしまいますとこの生命保険金も取得できなくなってしまうように思いますがどうなるのでしょうか。

前記1で説明したように保険金は相続によって取得するものではなく第三者のためにする契約に基づいて取得するものですから、相続放棄をしても生命保険金は受け取ることができます。

3. 指定された保険金受取人の死亡

指定された保険金受取人が父より先に死亡したときは、契約者である父は保険金受取人を変更することができま

す。そのためには被保険者の同意を得なければなりませんが被保険者は父ですから、何の問題もなく変更することができます。そして、新たな保険金受取人が保険金を取得することになります。

　では、この保険金受取人の変更をせず父（契約者兼被保険者）が死亡したときはどうなるのでしょうか。保険法46条は、「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人（保険金受取人と指定されていた者の相続人）の全員が保険金受取人となる。」と規定しています。したがって、死亡した保険金受取人の相続人が保険金受取人となります。この場合の相続人の取り分はどうなるのでしょうか。死亡した保険金受取人の相続人が受取人となるといっても、保険金は相続によって取得するものではないことから相続人の取り分がどうなるのかが問題となります。民法427条は「数人の債権者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者は、それぞれ等しい割合で権利を有する。」と規定しているところ、生命保険金請求権は保険会社に対する債権であることから、この規定が適用され、債権者は法定相続分によるのではなく、均等に取得することになるというのが判例です。よって、相続人の取り分は均等ということになります。この事例の場合、母が生命保険金につき法定相続分の2分の1を取得するのではなく他の相続人と均等に按分した額を取得することになります。

4. 保険金の受取人を契約者の相続人と定めたときの解釈

　生命保険契約において、保険契約者兼被保険者が保険金受取人として抽象的に「相続人」と指定した場合について、これは被保険者の死亡時の相続人を受取人として指定したものであり有効であると解されています。すなわち、保険金受取人を抽象的に「相続人」と指定している場合でも、前記の生命保険契約は「第三者のためにする契約」であることは変わりません。したがって、これまで説明してきた理屈は同じです。相続人が取得する保険金は相続によって取得するものではなく、前記の契約によって取得するものであり、相続人が取得する割合も相続分ではなく均等であるということになります。

5. 被相続人が保険料を負担した生命保険金についての課税

　被相続人が保険料を負担した生命保険金は、相続によって取得したものではなく、「第三者のためにする契約」によって取得するものである、ということは分かりましたが、そうすると、生命保険金の取得者には所得税が課税されることになりそうです。これについて、相続税法3条1項は保険金の取得者が相続人であるときは「相続」により、相続人以外の者であるときは「遺贈」により取得したものと「みなす」（法律上は遺産ではないが相続税法上は遺産として取り扱う）こととし、所得税は課税せず相続税を課税することとしています。

　設例のような事例を時折見かけますので、その基本的な事項について、説明し参考に供したいと思い、記載しました。

税務相談

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について

東京地方税理士会甲府支部
税理士　芦澤　貞久

ふるさと納税と聞くと、個人のことばかりイメージするかもしれませんが、実は法人でもふるさと納税の仕組みがあることをご存じでしょうか。今回は、「企業版ふるさと納税」についてご説明させていただきます。

Ⅰ　概要

平成28年度税制改正において、地方創生事業への企業による寄附を促進するための税制措置として「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」が創設されました。この企業版ふるさと納税は、法人を対象とした制度であり、地方公共団体が地方創生のための地域総合戦略を企画し、その計画について国の認定を受けた場合、この認定を受けた地方創生プロジェクトに対して法人が寄附を行うことを税制面から支援するという制度です。元々、地方公共団体に対する寄附金は、国等に対する寄附金としてその支出額の全額の損金算入が認められているため、国等に対する寄附金の実効税率相当額（約3割）が、法人税、地方法人税、法人事業税、法人住民税の税額軽減効果を得ることができていました。本制度の創設により、法人が企業版ふるさと納税を支出した場合には、さらに税額控除を受けることが可能となりました。

Ⅱ　制度の内容

企業版ふるさと納税は、法人が、認定地方公共団体に対して地域再生法における認定地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金（以下、「特定寄附金」という）を支出した場合に、税額控除を受けることができる制度です。税額控除は、国税（法人税）と地方税（法人事業税、法人住民税）から控除を受けることになりますが、本制度は地方活性化のための措置であるため、地方税から優先して税額控除し、地方税から引ききれない場合は、法人税から税額控除することになります。

(1) 地方税からの税額控除

青色申告書を提出する法人が、特定寄附金を支出した場合には、法人事業税及び法人住民税から次のとおりそれぞれ税額控除することができます。

①寄附金額の2割をその事業年度に係る法人事業税額から税額控除することができます。
ただし、控除できる税額は、法人事業税額の20％が限度となります。

②寄附金額の4割をその事業年度に係る法人住民税額から税額控除することができます。
ただし、控除できる税額は、法人住民税法人税割額の20％が限度となります。

よって、法人事業税から控除できる2割と法人住民税から控除できる4割を合わせた寄付金額の最大6割の税額控除が可能となります。

(2) 法人税からの税額控除

青色申告書を提出する法人が、特定寄附金を支出した場合に、その支出した金額のうち法人住民税から寄附金合計額の4割が控除しきれなかった場合には、寄附金額の1割までは、当期の法人税額の5％を上限として法人税から税額控除することができます。

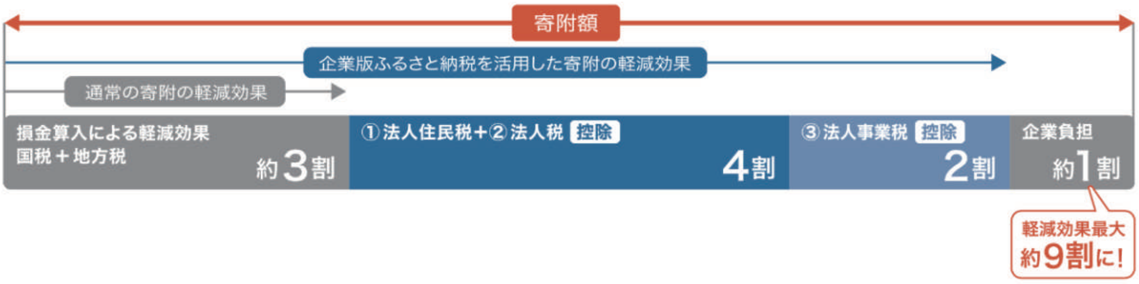

出典：企業版ふるさと納税リーフレット（2020年度）より

Ⅲ 適用が除外される場合

ただし、次のような場合には適用が除外されますので注意が必要です。地方交付税を受けていない自治体や企業の本社がある自治体への寄附は、適用されません。又、一回の寄付額につき、10万円以上寄附する必要があります。なお、個人版のふるさと納税と違い、寄附の見返りに経済的利益を受け取ることが禁止されているので、寄附した自治体からの返戻品や謝礼品はもらえないことになっています。もちろん認定を受けていないプロジェクトに寄附をした場合にも、本制度は適用されません。

Ⅳ 最近の動向

令和4年11月11日時点の地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数は、46道府県1，487市町村にのぼります。又、令和2年度税制改正以降、企業版ふるさと納税の市場規模は順調に拡大し、令和3年度の寄附金額は約226億円（令和2年度は110億円）で前年度比約2倍、寄附件数は4，922件（令和2年度は2，249件）と前年度比約2.2倍（令和4年8月26日、内閣官房・内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイト「令和3年度寄附実績一覧」より）となり、金額・件数ともに大きく増加しており、その市場規模は徐々に拡大しております。しかし、個人版のふるさと納税の令和3年度寄付総額約5，555億円から比べるとまだ少ない状況にあります。

Ⅴ まとめ

企業側のメリットとすれば、法人関係税の軽減効果が寄付額の最大9割及ぶこと、又、企業として社会貢献をしているというPR効果が得られるほか、地域資源を活かした新事業展開の可能性もあります。寄附をご検討の企業様は、企業版ふるさと納税の活用をご検討されてみてはいかがでしょうか。寄附を募集している地方公共団体や事業は、内閣府の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」で確認することができます。

会社のための税情報

会社にまつわる『**様々な情報**』をお伝えします。

（協力：甲府税務署）

源泉所得税

令和3年度の税制改正により、**短期退職手当等**に係る退職所得金額の計算方法が変わっています。

※当該改正は、令和4年1月1日以降に支払うべき退職手当等について適用されます。

社　長　今年の3月31日で退職する従業員に退職金600万円を支給しようと考えているのですが、退職金について令和3年度に税制改正があったと聞きました。これ迄と何が変わったのですか？

税理士　**短期退職手当等**について、退職所得金額の計算方法が変わりました。

社　長　一般の従業員の場合、

退職所得金額＝（その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額 － 退職所得控除額）×1/2

でしたよね？

税理士　はい。ですが、今回の改正で、**短期退職手当等**について、「収入金額－退職所得控除額」が300万円を超える部分については「**×1/2**」をすることができなくなりました。

社　長　**短期退職手当等**とは何ですか？

税理士　**短期勤続年数**（勤続年数のうち、**役員等以外の者**としての勤続年数が**5年以下**であるもの）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、**特定役員退職手当等**（勤続年数**5年以下**の**役員等**の退職手当等）に該当しないものをいいます。

社　長　今回退職する従業員は役員等ではありません。また、令和元年1月1日に入社し、退職日の令和5年3月31日で勤続年数が5年になるので、この者に支給する退職金は**短期退職手当等**に該当しますね。

4年3ヶ月→5年
※1年未満の端数は切り上げます

税理士　そうですね。

40万円×勤続年数5年

社　長　そうすると、収入金額－退職所得控除額＝600万円－200万円＝400万円ですので、この内①300万円以下の部分については「×1/2」できますが、②300万円を超える100万円については「×1/2」できないことになり、
退職所得の金額=150万円+100万円=250万円になりますね。
　　　　　　　　　①　　　　②

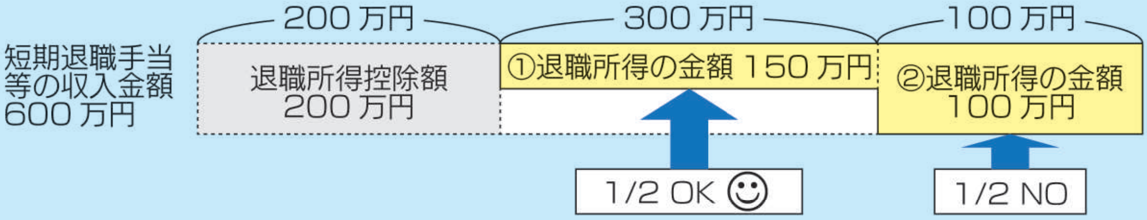

税理士　はい。なお、税額は（250万円×10%－97,500円）×102.1%＝155,702円となります。また、「**退職所得の受給に関する申告書**」の様式も変わっていますので、国税庁のホームページ等で確認しておいてください。

自主点検チェックシート・ガイドブックについて その5

前回は、点検項目のうち「Ⅳ．損益関係」の「売上」と「売上原価・製造原価・工事原価」についてご紹介しました。
今回は、「Ⅳ．損益関係」の「役員報酬」、「給料・賞与」です。
「Ⅳ．損益関係」の点検項目は、次のように分かれています。

- ○売上
- ○売上原価・製造原価・工事原価
- ○役員報酬
- ○給料・賞与
- ○福利厚生費
- ○旅費・交通費
- ○交際費
- ○賃借料
- ○保険料
- ○経費全般

それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点検項目		ポイント
57	株主総会の決議等に基づいて、適切な時期に支給されていますか。	従業員に対する給与は原則として損金の額に算入されますが、役員給与については、一定の給与以外のものは損金の額に算入されません。損金の額に算入される役員給与の代表的なものは、「定期同額給与」といわれるもので、支給時期は１月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額が同額であるものです。
59	扶養控除申告書等は期限までに提出を受け、適切に保存されていますか。	「給与所得者の扶養控除等申告書」は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日（中途就職の場合は、就職後最初の給与の支払を受ける日の前日）までに提出を受ける必要があります。この申告書を提出しないと源泉徴収の段階で受けることのできる諸控除が受けられなくなるとともに、月々の源泉徴収の際には源泉徴収税額表の乙欄による税額（この申告書を提出した場合の甲欄による税額よりも高額）が徴収されるほか、年末調整も行われないことになります。
60	出勤簿、タイムカードは適切に作成・保管されていますか。	役員、従業員の勤怠管理を適切に行うためにも、出勤簿やタイムカードの作成・保管は重要です。 税務調査においても、勤務実態を確認し、役員給与の支給金額が適正かどうか、従業員の給与が正しく計上されているか等の検討を行うために、出勤簿やタイムカード等の資料の提出が求められることがあります。

山梨県からのお知らせ

eLTAX（エルタックス）

インターネットで簡単・便利！

県税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『ｅＬＴＡＸ』（エルタックス）を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

こんなメリットが！

- ■ 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- ■ 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- ■ 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- ■ 納付事務の負担軽減
- ■ 手数料無料

eLTAXについて更に詳しい情報は
《eLTAXホームページ》
https://www.eltax.lta.go.jp

事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

①法人県民税　②法人事業税　③特別法人事業税（地方法人特別税）
④法人市町村民税　⑤個人住民税（特別徴収分）
⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割　など
※令和５年４月１日から **固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割**

◆事業所訪問によるeLTAX等の利用開始の支援を行っています◆

○　県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、**税務署、市町村と連携し、職員が事業所を直接訪問してeLTAXやe-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用開始手続を支援**しています。

○　この取り組みにより、**これまでに多くの企業・事業所がeLTAX等を導入し、納税事務の効率化を達成**しています。

○　皆様におかれても、是非とも積極的な活用をお願いします。

【問い合わせ先】山梨県総務部税務課 TEL：055－223－1386

山梨県からのお知らせ

商工業振興資金・新型コロナウイルス対策関係融資のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

山梨県　商工業振興資金　検索

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として１年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）等

新型コロナウイルス対策関係の経済変動対策融資

令和5年1月10日現在

融資名	融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額　償還期間（据置期間）
経済危機・災害復旧関係（セーフティネット保証4号）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1カ月の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間　令和2年3月2日～令和5年3月31日	全部保証 1.4%	0.45% （県の補助後の料率）	設備　5,000万円　10年以内（1年以内） 運転　5,000万円　10年以内（1年以内） 一企業限度額　5,000万円
不況業種対策関係（セーフティネット保証5号）	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3カ月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者（3カ月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る） ※指定期間　令和5年1月1日～令和5年3月31日時点　557業種指定	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.4% （県の補助後の料率）	運転　5,000万円　10年以内（1年以内） 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、中小企業庁ホームページでご確認いただけます。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。
新型コロナウイルス感染症関連借換融資	以下の保証協会付融資を受け、借入金残高を有している中小企業者等 ①令和2年5月1日から令和3年3月31日に実施した経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係） ②令和3年4月1日から令和4年3月31日までに山梨県信用保証協会が保証申込を受付した経済変動対策融資（不況業種対策関係、経済危機・災害復旧関係）	責任共有 全部保証 2.1% （借換から2年間全額利子補給）	なし（全額補助）	運転　1,000万円　10年以内（3年以内）
新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること ②法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること ③次の（1）又は（2）ⅰからⅵのいずれかに該当すること （1）最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 （2）ⅰ最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⅱ最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⅲ直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⅳ最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⅴ最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⅵ直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少	責任共有 全部保証 1.6%	①・② 0.2% ③ 0.2%～1.15% 新型コロナ関連融資からの借換は、県が保証料の1/2を補助し、 ①・②の場合 0.1% ③の場合 0.1%～0.575% となります。	設備　1億円　10年以内（5年以内） 運転　1億円　10年以内（5年以内） 一企業限度額　1億円 一定要件のもと借換可能

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証（金融機関のリスク負担はゼロ）する制度です。

融資のお申し込み（取扱金融機関）

●山梨中央銀行　●甲府信用金庫　●山梨信用金庫　●山梨県民信用組合　●都留信用組合
●商工組合中央金庫　●みずほ銀行　●りそな銀行　●三井住友銀行　●三菱UFJ銀行
●JA北富士　●JA鳴沢村　●JAクレイン　●JAフルーツ山梨　●JAふえふき
●JA山梨みらい　●JA南アルプス市　●JA梨北　●JA山梨信連

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業労働部産業振興課（TEL：055-223-1537）へお問い合わせください。

※金融機関・山梨県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

相 談 日　土曜、日曜、祝日を除く毎日
相談時間　午前９時～午後４時（正午から１時までを除く）
相談場所　山梨県庁 別館３階（産業振興課内）
お問い合せ先　☎055-223-1554

マンガでわかる! 法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援

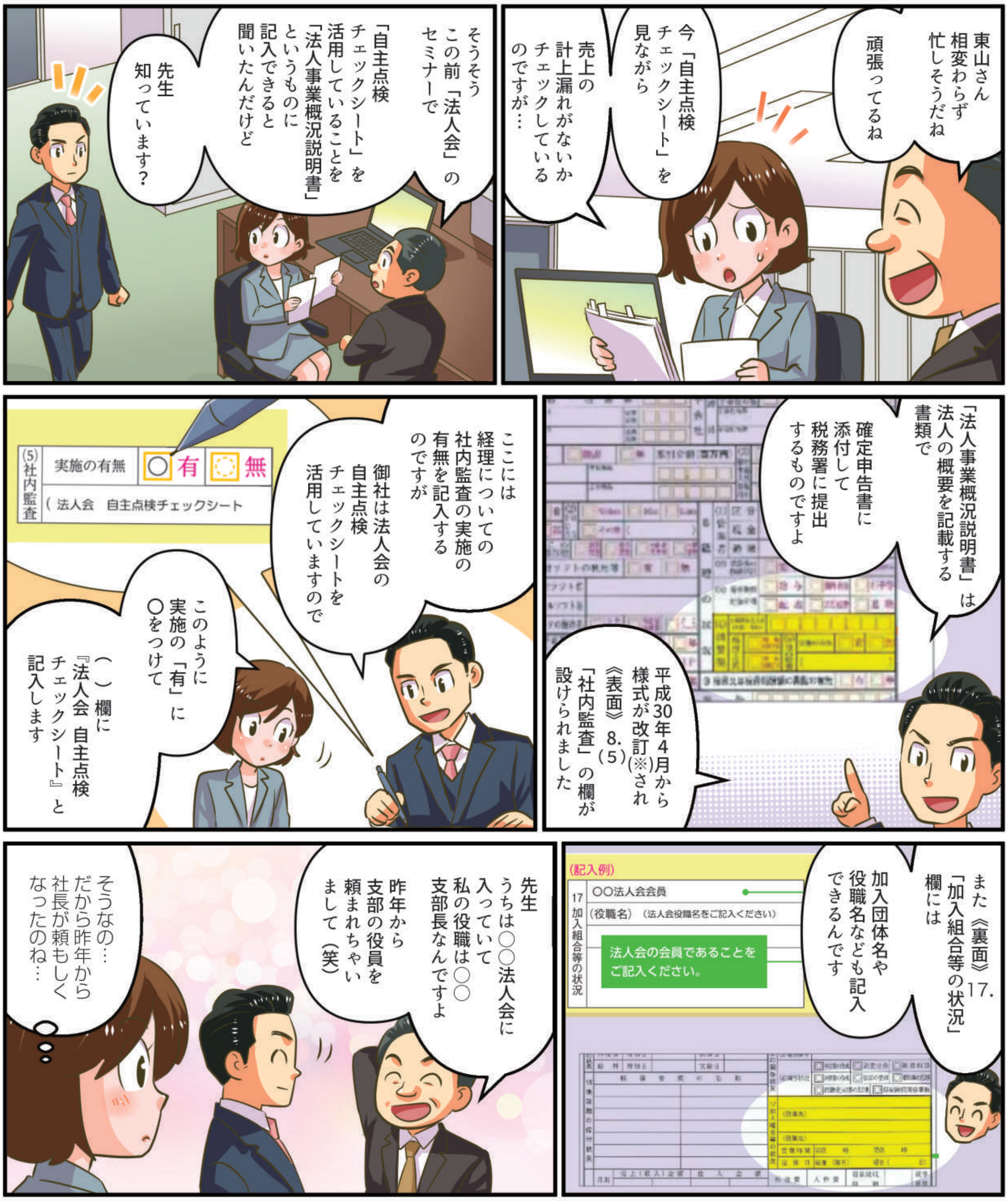

※平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先 甲府法人会
電話番号 055-237-7774
URL https://www.kofu-hojinkai.jp

新入会員紹介（令和4年11月～12月）

（順不同・敬称略）

リンクフューチャー　株式会社
代表者　北原　正倫
業　種　木工機械の開発・製作・設計・製造販売業
住　所　北杜市長坂町長坂上条2228-5
TEL 0551-32-3205　FAX 0551-32-2388

株式会社　ブルプラ
代表者　大森　崇　　業　種　建設業
住　所　南アルプス市落合224-7
TEL・FAX　055-283-4401

山梨YZ　株式会社
代表者　湯沢　律子　　業　種　建設業
住　所　南アルプス市六科1186-8
TEL 055-285-1711　FAX 055-285-0084

有限会社　丸二利根川組
代表者　利根川 好明　　業　種　建設業
住　所　北杜市高根町清里565
TEL 0551-48-2504　FAX 0551-48-4639

株式会社　アイケー
代表者　石原 由紀夫　　業　種　建設業
住　所　南アルプス市藤田1654-1
TEL 055-269-7532　FAX 055-269-7536

株式会社　M－AND－T
代表者　岩下　晃
業　種　システム開発・ホームページ制作
住　所　韮崎市上ノ山3850
TEL 080-7114-9927
URL　https://www.mandt-sys.com

消費税には申告・納付期限[※1]があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

消費税の期限内納付を忘れずに。

◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です[※2]。
◆期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額[※3]に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！[※4]

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

国税庁 消費税

直前の課税期間の確定消費税額[※3]	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 （確定申告１回、中間申告11回）
400万円超 4,800万円以下	年４回 （確定申告１回、中間申告３回）
48万円超 400万円以下	年２回 （確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回 [※5] （確定申告１回、中間申告不要）

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

研修会予定

●源泉部会講習会（第6回）
1月19日　アピオ甲府
1月24日　東京エレクトロン韮崎文化ホール
【研修内容】初級講座・上級講座を合同開催
○給与所得者の確定申告

●新設法人説明会
3月24日　甲府法人会館
【研修内容】
○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
○日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
○源泉徴収事務について

●決算法人説明会・インボイス制度説明会
2月6日　山梨県地場産業センター
3月17日　甲府市総合市民会館
【研修内容】
○決算の留意点について
○消費税について
○源泉徴収事務について
○インボイス制度について

●スタートアップ研修
（第3回）1月25日　甲府法人会館
【研修内容】
○法人税関係　その1
（第4回）3月22日　甲府法人会館
【研修内容】
○法人税関係　その2

発行所　公益社団法人甲府法人会
広報委員長　輿水順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055－237－7774
印刷所　株式会社　少國民社
発行日　令和5年1月20日

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略（注）
- 還付がスピーディー

（注）法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 検索